

TAX

平成30年分

税の申告

申告が必要な方

平成31年1月1日現在、本市にお住まいで次のいずれかに該当する方は、原則として申告が必要となります。

- 個人事業者など
- 営業や農業、その他の事業を営む方
- 農業所得は、自作・代作にかかわらず耕作収入があつた方が対象となります。なお、出荷していなくても収穫があつた場合には農業所得となります。
- 不動産、利子、配当、雑、譲渡、一時などの所得や、原稿料、講演料などの収入がある方
- 給与所得者
 - 給与以外に農業所得や不動産所得など、他の所得がある方
 - 勤務先から市役所税務課に「給与支払報告書」が提出されない方
- 平成30年中の就職や退職により、勤務先で年末調整をしていない方
- 2力所以上から給与の支払いを受けている方
- 給与の収入金額が1千万円を超える方
- 公的年金などの受給者
 - 公的年金以外に、農業や不動産などの所得がある方
 - 受給合計額が400万円を超える方
- 収入がなかった方
- 状況に応じて国民健康保険税などが軽減される場合があります。遺族年金や障害年金、失業保険など非課税所得のみを受給している方、収入が

申告が不要な方

まっとうでない方などは、税法上の扶養になていない場合、申告がなければ保険税などの軽減措置が受けられないので注意ください。

- 所得税の確定申告書を税務署に提出した方（住民税申告は不要）
- 所得が1力所からの給与のみで、勤務先で年末調整が済み、給与支払報告書が市役所税務課に提出される方
- 収入が公的年金などのみで受給額合計が400万円以下の方
- 年金の収入が400万円以下で、他に収入がなければ、計算上所得税が出ても納付の必要はありません。
- 公的年金などにかかわる雑所得以外の所得金額の合計が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は不要ですが、住民税の申告は必要となります。

※申告が不要の方でも、医療費や扶養などの控除を追加し所得税の還付を受ける場合や、確定申告書の提出が要件となっている控除（純損失や雑損失の繰越控除）の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

また、平成27年分以後、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金を受給している方には、この制度は適用されません。

申告相談に必要なもの

申告内容に応じてさまざまですが、「個人番号(マイナンバー)」の確認できる書類、「所得」に関する証明書と「印鑑」が必要です。また、控除を受ける場合には、控除額が確認できる証明書や領収書をご持参ください。

- ◎個人番号(通知)カードもしくは個人番号の記載された住民票
- ◎印鑑(朱肉を使うもの)
- ◎所得税確定申告書※
- ◎本人名義の預金通帳など(所得税の還付先口座確認のため)

※昨年度、税務署や市、商工会などの会場もしくはご自宅などから国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で確定申告をされた方は、確定申告用紙ではなく、「確定申告のお知らせ」はがきが税務署から届くので、そちらを持参してください。

対象者	必要書類
給与所得者・公的年金受給者	源泉徴収票(原本)、事業主の支払証明など ※給与支払報告書、年金払込通知書での受け付けはできません。
事業所得者・農業所得者・不動産所得者	収支内訳書(必ず記入のうえ持参してください) ※収支内訳書などの用紙は、千代田庁舎税務課や霞ヶ浦庁舎窓口センター、中央出張所、農協、漁協の窓口を設置しております。 ※固定資産税を経費として計上する場合は、固定資産税領収済通知書と課税明細書を参照してください。
医療費控除を受ける方	医療費控除またはセルフメディケーション税制の明細書 ※領収書の日付(H30.1.1～12.31)を確認し、受診者や病院ごとに集計してください。 ※医師などが発行した証明書は提出が必要です。 ※平成31年分の確定申告までは、領収書の添付または提示によることもできます。
社会保険料控除を受ける方	国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、もしくは任意継続保険料などの領収証、または納付済額証明書
生命保険料、介護医療保険料、または地震保険料控除を受ける方	個人年金保険料、生命保険料もしくは介護医療保険料控除証明書、または地震保険料もしくは長期損害保険料控除証明書(平成18年末までに契約締結された分)
住宅借入金特別控除を初めて受ける方	原本：住宅取得資金に係る借入金の年末調整残高、家屋(土地も含む)の登記簿謄本 写し：請負(売買)契約書、その他(認定通知書など)
市外在住者を扶養親族とする方	被扶養者の住所、氏名、生年月日および個人番号(マイナンバー)のわかるもの

市では、日程表のとおり、申告相談などを行います。
なお、円滑な申告相談が行えるよう、事前に帳簿や領収書などの集計を済ませてご来場ください。

◇国税庁ホームページ

http://www.nta.go.jp

◇e-Tax ホームページ

http://www.e-tax.nta.go.jp

◇市税や地方税に関するお問い合わせ

税務課(千代田庁舎)

◇所得税や消費税など国税に関するお問い合わせ

土浦税務署 ☎ 029 - 822 - 1100

土浦税務署からの重要なお知らせ

■ID・パスワードを取得しましょう!

平成31年1月から、e-Tax利用手続きが簡便化され、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」で申告書を作成し、IDとパスワードを入力するだけで、e-Taxで申告ができるようになりました。

ID・パスワードを使えば、マイナンバーカードやICカードリーダーライターをお持ちでなくても、ご自宅などからパソコンやスマートフォンで簡単にe-Taxで申告をすることができるので大変便利です。※¹

なお、ID・パスワードはお近くの税務署において5分程度で発行を受けられますので、取得されていない方は、ぜひお早めに取得してください。※²

※¹ マイナンバーカードとICカードリーダーライターをお持ちの方は、「マイナンバーカード方式」によるe-Taxがご利用いただけます。

※² ID・パスワード取得の際は、運転免許証(写し可)などの本人確認書類をお持ちください。ID・パスワードを平成29年分の確定申告においてすでに取得されている方は、お手元の「ID・パスワード方式の届出完了通知」でご確認ください。

■国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」が便利です!

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、混雑する確定申告会場に出向かなくても、ご自宅のパソコン・タブレット・スマートフォンから24時間いつでも申告書が作成できます。さらに、ご不明な点は電話で問い合わせることも可能です。

なお、申告書は、前述したe-Taxによる送信もしくは印刷して郵送のいずれかの方法で提出できます。

※医療費の領収書や源泉徴収票などは、記載内容を入力して送信することで、提出を省略することができますが、法定申告期限から5年間は、税務署から書類の提出または提示を求められることがあるので必ず保管してください。

■いつでもどこでもスマホで申告!

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンで申告書が作成できます。

平成31年1月から、年末調整済みの給与所得者で、医療費控除またはふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方向けに、入力が簡単な「スマホ専用画面」を用意していますので、ID・パスワードを利用してe-Taxで申告することができます。ぜひご利用ください。

■ 市内の申告会場と対象地区

～ 指定された地区以外の方でも、都合の良い日にご来場ください～

各会場の開錠は午前 8 時です。
午前部の受付は 80 人で締め切ります。なお、午前部の受付が 80 人になった場合は、その時点で午後部の受付となります。
※かすみがうら市青色申告会では、青色申告を始めたい方への個別相談を期間中に予定しています。ご希望の方は税務課市民税担当までご連絡ください。

会場および 時間	あじさい館		千代田庁舎	働く女性の家
	9:00 ～ 11:30	13:00 ～ 15:30	9:00 ～ 11:30 13:00 ～ 15:30	9:00 ～ 11:30 13:00 ～ 15:30
平成 31 年				
2 月 14 日(木)				市内全地区(還付申告)
15 日(金)				市内全地区(還付申告)
16 日(土)				
17 日(日)				市内全地区
18 日(月)				市内全地区
19 日(火)	風返、高賀津、平、宮下	北ノ坊、中道、富士見台		市内全地区
20 日(水)	田子内、小津、新屋敷	柏崎先浜、柏崎下宿、柏崎横町		市内全地区
21 日(木)	柏崎上宿、小常、田端、出戸	下高野、下軽部、芝久保		
22 日(金)	赤塚東、赤塚西、松本	崎浜、加茂団地、平川、御殿	七会地区	
23 日(土)				
24 日(日)				
25 日(月)	川尻、内加茂、戸崎原	戸崎、大前、田宿	七会地区	
26 日(火)	西原、中台、男神、上大堤、三ツ木、日大寮	深谷一、深谷二、深谷三、深谷団地	七会地区	
27 日(水)	深谷上郷、深谷下郷、四ヶ村、堤	下原、毘沙門堂、八千代台、牧ノ内	下稻吉・稲吉地区	
28 日(木)	幕田、南根本、牧ノ内第二	大和田、大成、サンシャインつくば	下稻吉・稲吉地区	
3 月 1 日(金)	房中、上高谷第2、上高谷第3	宮馬場、千鳥ヶ丘、八田	志筑地区	
2 日(土)				
3 日(日)	市内全地区		市内全地区	
4 日(月)	兵庫峰、浜、緑ヶ丘	霞台、有河、牛渡下郷、牛渡上郷	志筑地区	
5 日(火)	上高谷、根山、柳梅	外葉、松崎、心道学園	志筑地区	
6 日(水)	西成井(上宿、下宿、横町)	上軽部、東京製綱筑波寮、堂山、馬場	稲吉東・稲吉南・角来地区	
7 日(木)	馬場山、小原、巽台、原巻、天王町、金川	荻平、荻平本郷、新宿、三ツ谷風返、巾木免	稲吉東・稲吉南・角来地区	
8 日(金)	飯岡、天神、天神第一、ピソ天神、かんだつ住宅	新生、大和、希望ヶ丘、鹿ノ山、鹿ノ山第二、東宝ランド、南野	新治地区	
9 日(土)				
10 日(日)				
11 日(月)	坂東、大平、上東、二ノ宮、大寿、坂有河、西方、折越	志戸崎(西一、西二、西三)、志戸崎中、志戸崎(東一、東二)	新治地区	
12 日(火)	横須賀、根本前原、北前原、後路、山田	石田、沖ノ内、上根、田伏中台、霞	新治地区	
13 日(水)	市内全地区		市内全地区	
14 日(木)	市内全地区		市内全地区	
15 日(金)	市内全地区		市内全地区	

■土浦税務署の申告会場

【会場】
新治ショッピングセンター
「さん・あびお」
(土浦市大畑 1611)
【期間】
2 月 18 日(月)～ 3 月 15 日(金)
※(土)(日)(祝)を除く(2 月 24 日(日)と 3 月 3 日(日)は開場)
●行う業務は、平成 30 年分の所得税・個人消費税および贈与税の申告相談、確定申告書の收受、確定申告用紙の配布です。
現金納付の窓口業務は行いません。
【受付時間】
午前 9 時～午後 4 時
※内容が複雑な場合は午後 3 時までにお越しください。相談時間が午後 5 時を過ぎる場合には再来場いただく場合があります。
※上記の期間中は、税務署庁舎での申告相談は行いません。

平成 30 年分確定申告の改正点

【配偶者控除・配偶者特別控除の改正について】

1 配偶者控除

配偶者控除額について、改正前は一律 38 万円とされていましたが、改正後は、申告者本人の合計所得金額に応じ、下記の表のとおりとされました。

申告者本人の 合計所得金額	900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下	1,000 万円超
控除額 (※老人控配)	38 万円 (48 万円)	26 万円 (32 万円)	13 万円 (16 万円)	なし

※ () 内の金額は、老人控除対象配偶者(控除対象配偶者のうち、12 月 31 日現在の年齢が 70 歳以上の者)の場合となります。

2 配偶者特別控除

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が 38 万円超 123 万円以下とされ、申告者本人の合計所得金額によっても控除額が異なることとなりました。詳細は、国税庁ホームページ「タックスアンサーNo. 1195」をご覧ください。

なお、申告者本人の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合は、配偶者特別控除の適用はありません。



国税庁ホームページ
タックスアンサーNo.1195

マイナンバーの記入が必要です！

平成 28 年分の確定申告から、個人番号(マイナンバー)の記入が義務付けられています。申告書を提出する際には、「①申告者の個人番号確認」と「②申告書を提出される方の本人確認」を実施しますので、下記の書類をご持参ください。

①番号確認に必要な書類

個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票など個人番号が確認できるもの

※扶養親族の番号については、申告書に記入欄があるので、メモなどで控えてきてください。

②本人確認に必要な書類

・1 点で本人確認ができる書類(顔写真あり)

個人番号カード、住民基本台帳カード(有効期限内)、運転免許証、パスポート、障害者手帳など

・2 点で本人確認ができる書類(顔写真なし)

各種保険証、住民基本台帳カード(有効期限内)、年金手帳など

※家族の方などが代理で申告書を提出する場合には、委任状が必要になります。様式は任意ですが、下記の事項を記載し、提出者の本人確認ができるものを持参してください。

①代理人の住所、氏名、生年月日 ②委任した内容(確定申告書の提出など) ③委任した日付

④委任者の住所、氏名、生年月日、電話番号 ⑤委任者の押印(朱肉を使うもの)

確定申告時の留意点

ふるさと納税でふるさと納税の特例を申請していても、確定申告をする場合は寄付金控除を記載してください。

①ふるさと納税でふるさと納税の特例申請をしている方で次に該当する場合は、申請の有無に関わらず確定申告が必要となりますのでご注意ください。

・6 団体以上の自治体でふるさと納税を行った医療費控除などの確定申告をする

・住宅ローン控除で初年度の確定申告をする※ふるさと納税を行った自治体の受領書が必要となりますので、必ず持参してください。

②所得税の確定申告をされる方は、確定申告書への復興特別所得税額の記載漏れに注意してください。

③諸経費や各種控除の領収書や支払証明書を 5 年間保存してください。

市役所では受け付けできない申告

次に記載のある申告相談は、市役所で受け付けてできません。直接税務署にご相談ください。

- ・青色申告
- ・過年度分の確定申告
- ・消費税、贈与税、相続税の申告
- ・譲渡所得(株や不動産などを売買した所得)
- ・先物取引など確定損失申告
- ・住宅関連特別控除(特定増改築など)
- ・雑損控除(災害や盗難による損失など)
- ・外国人の方の高度な判断を要する確定申告(国外の親族を扶養する場合など)